

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第1章)出所者を取りまく現状
Author	荻野 太司
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 6巻, p.1-16.
Published	2016-03-25
ISBN	978-4-904010-21-1
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	地域で支える出所者の住まいと仕事
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第1章

出所者をとりまく現状

荻野 太司

はじめに

まず本書が支援の対象とする「矯正施設等出所者」について説明することから始めたい。本書が支援の想定をしているのは、生活困窮者（「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」）のなかでも、多重のリスクを抱えがちな、犯罪や非行を行った（あるいは行う可能性のある）人びとであり、かつ現在、施設での拘禁をされていない人びとである。具体的には①保護観察の対象者、②更生緊急保護の対象者、③医療観察制度の精神保健観察の対象者、④その他の4種類を想定している。以下、それぞれその内容についてみていく。

■保護観察対象者

犯罪や非行を行った（あるいは行う可能性のある）人の処遇は、大きく分けると2つに分けることができる。ひとつは刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院といった矯正施設内において処遇を行う、施設内処遇であり、もうひとつが施設内に拘禁せず、社会内において保護観察等の手法を用いて処遇を行う社会内処遇である。

この保護観察は、生活上の多くの時間を施設の管理下に置かれる施設内処遇とは異なり、自由な社会内において対象者である犯罪や非行を行った人や少年（あるいは行う可能性のある少年）に対して行われる指導と支援のことである。これは国の責任に基づいて、国家公務員である保護観察官と保護司によって社会内処遇の一環として行われる。

具体的に保護観察は、一定の遵守事項を守らせることによりその実効性を担保する指導監督（①行状の把握、②指示・措置、③専門的処遇）と必要な福祉の支

援をおこなう補導援護(①住居の確保と帰住の支援, ②医療・療養を受けることの支援, ③職業の補導と就職支援, ④教養訓練の手段を得るための支援, ⑤生活環境の改善・調整, ⑥生活指導, ⑦必要な助言その他の措置)により, 構成されている。

そしてその対象者は, 家庭裁判所で保護処分が付された少年(1号観察), 少年院からの仮退院を許された少年(2号観察), 刑事施設からの仮釈放を許された人(3号観察), 裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人(4号観察), 婦人補導院からの仮退院を許された人(5号観察)の5種類である。

■更生緊急保護の対象者

更生緊急保護とは, 起訴猶予者や満期釈放者のように保護観察の対象者とならなかった下記の人びとが, 刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた後に, 親族からの援助を受けることができず, もしくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療, 宿泊, 職業その他の保護を受けることができない場合, またはこれらの援助もしくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に支援が行われるものである。

主として更生緊急保護の対象者は, 保護観察の対象とならなかった者であり, 更生保護法85条1項に規定されている。

なお, 更生緊急保護による支援内容と保護観察の補導援護による支援内容は同じであるが, 異なる点は次の通りである。まず期間である。保護観察による補導援護が行われる期間が保護観察期間であるの対して, 更生緊急保護は, 基本的に6ヶ月であり, 改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは, さらに6ヶ月を超えない範囲内で延長が可能となる。また保護観察は対象者の意思に関係なく実施されるが, 更生緊急保護は対象者の申出があった場合にのみ実施される。

■精神保健観察の対象者

精神保健観察とは, 医療観察法に基づく制度のひとつである。医療観察制度は心神喪失や心神耗弱の状態で大なる他害行為(殺人, 大なる傷害, 強盗, 強姦, 放火)を行った人に対して, 社会復帰を目的として行われる処遇制度のことであり, 精神保健観察は, そのなかでも, 通院・退院決定を受けた人に対して行

われる処遇である。

精神保健観察は、保護観察と同様に国の責任において行われ、これを主に担うのは保護観察所の精神保健福祉士等の有資格者である社会復帰調整官である。その内容は、面接や関係機関からの報告により、必要な医療を受けているか否か、その生活の状況を見守ること、そして必要な医療を受けるための指導を行うことであり、期間は原則3年となっている。

■その他

上記以外にも、法に触れる行為を行った（あるいは行う可能性の）人びとで、かつ生活困窮者である人びととして、下記の人びとを本書は支援の射程に含んでいる。

①児童自立支援施設からの退所者

児童自立支援施設は、児童福祉法上の施設で、不良行為を行った（または行うおそれのある）児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるための施設であり、広義の矯正施設とされる場合がある。入所経緯は児童相談所の措置による場合と、家庭裁判所の審判による保護処分との2種類がある。

なお退所後も、対象者の任意により、退所者に対して相談その他の援助が行われる（児童福祉法44条）。

②精神保健福祉法上の措置入院からの退院者

措置入院は、精神保健福祉法に規定された本人の同意なくして行われる強制入院の一形態である。その要件は、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると指定医2名が認めたときに入院が可能となる制度である。

措置入院からの退院は、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときに、都道府県知事が、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞き、指定医による診察の結果に基づいて行われる（精神保健福祉法第29条の4）。

なお、退所後は強制的な通院治療は行われず、対象者の任意により、精神保

健福祉法上の医療福祉が実施される。

③恩赦となった者

恩赦は、裁判によらないで、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。

④刑の一部執行猶予の対象者

刑の一部執行猶予制度とは、まず「言い渡された実刑期間の一部(a)を執行後に、残りの実刑期間(b)の執行を猶予する期間(c)」を設定し、そして「執行猶予を取り消されることなくその猶予期間(c)を経過した場合、猶予された実刑期間(b)が失効し、当初宣告された刑そのものが、執行された実刑期間の一部(a)に相当する刑に減輕される」という制度である〔森久 2013〕。

2013年に「刑法等の一部を改正する法律」による改正刑法と「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が公布され、2016年6月に施行予定である。

上記に示した人びとを矯正施設等出所者と定義し、本書では単に「出所者」と示すことにする。

1 出所者をめぐる統計上の特徴

では上記の分類にしたがって、その統計上の特徴についてそれぞれみていく。

■保護観察の対象者

(1) 人員数

まず総数として、保護観察開始人員は1984年の10万2737人を境にその後減少し、2014年において3万9995人まで減少していることがいえる。その理由は1号観察のなかでも交通短期保護観察少年の数が減少していることが挙げられ、またその背景には、犯罪少年による道路交通法違反の取締件数自体、1985年(193万8980件)以降、多きく減少していること(2014年で20万5829件)が挙げられるだろう。

・ 1号観察

2014年における保護観察処分少年の保護観察開始人員は1万9599人であり、1990年(7万3779人)以降大きく減少傾向にある。

・ 2号観察

2014年の少年院仮退院者の保護観察開始人員は3122人であった。1997年(4205人)から2002年(5848人)まで増加し、その後減少傾向にある。

・ 3号観察

2014年の仮釈放者の人員は1万3925人であった。この5年間はわずかながら人員数は減少傾向にある。なお仮釈放率は2005年(54.7%)から低下傾向にあったが、2011年(51.2%)以降上昇傾向に転じている。ただし定期刑の執行率は年々上昇しており、2002年において刑期の70%未満で仮釈放される人は11.7%であったのに対して、2012年では1.5%に満たない。

・ 4号観察

2014年の保護観察付執行猶予者の人員は3348人であった。2000年(5683人)以降減少傾向(2013年と比較すると微増)にある。また執行猶予者の保護観察率は、2008年(8.3%)まで低下傾向にあったが、2009年(8.3%)以降上昇し、2013年および2014年は10.0%となっている。

・ 5号観察

2014年の婦人補導院からの仮退院者は1名である。1984年以降0名が続いていたが、2011年にも2名の仮退院者がいた。

(2) 帰宅先と仕事

法務省は、社会復帰と再犯防止のカギとして、「居場所と出番」の重要性について主張している。「居場所」とは帰宅先のことであり、「出番」とは仕事のことを指している。

まず居住状況(帰宅先)についてみることにしたい。2014年において、仮釈放者(3号観察)の帰宅先は更生保護施設が最も高く(29.9%)、次いで両親と同居(17.8%)、母と同居(14.7%)が続いている。他方、保護観察付執行猶予者(4号)の居住先で最も高いのは、単身独居(25.5%)、次いで両親と同居(18.1%)、母と同居(14.7%)と続いている。つまり、刑事施設からの帰宅先は更生保護施設が最も高く、刑事施設を経由しなかった者に比べて、親族への下に帰宅しづら

い状況にあることがうかがわれる。

また、2012年に行われた受刑者調査によると（法務省 http://hakusyol.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_7_3_2_2.html），仮釈放者の半数以上が親族（父・母44.0%，配偶者11.0%，兄弟・姉妹5.5%）のもとに帰住しているのに対して，満期釈放者の約半数（49.7%）が帰住先等不明となっており，帰住先の確保の難しさを示しているといえよう。またさらに同調査によると，年齢層が上がれば上がるほど，帰住先の不明の割合が高まっている。

他方，保護観察処分少年（1号観察）と少年院出院者（2号）ではどうか。2号観察および満期退院者の状況をみると，ともに更生保護施設への帰住は非常にまれである（2014年における更生保護施設に帰住する保護観察処分少年は0.1%，少年院仮退院者では5.4%）。なお保護観察処分少年，少年院出院者ともに，「両親と同居」が居住状況の割合として最も高いが，前者が43.9%であったのに対して，後者は37.1%であった。

なお，再犯の観点からみると，再犯の回数が多ければ多いほど，入所時に住居不定の割合が高くなる。たとえば，2014年において入所度数1度の者は14.3%の者が住居不定であったのに対して，入所度数5度の者は28.4%であった。これはつまり再犯を重ねるごとに，帰住先の調整が難しくなり，住居を確保しづらいという現状があるといえよう。

次に仕事についてみる。2008年から2012年までの累計において，保護観察終了時に無職であった人の再犯率は29.8%，有職であった人は7.5%と，比べて約4倍となっている。また有職か無職かであることが刑事施設の入所度数にも影響を与えている。たとえば平成26年においては，入所度数が1度の者だと，無職者の割合が63%，有職者の割合が37%であるのに対して，5度以上の入所度数の者になると，無職者の割合が79.6%，有職者の割合が20.4%となっている（2015年版犯罪白書）。つまり再犯を重ねれば重ねるほど，就職しづらくなり，再犯を重ねやすくなるという悪循環が生じている。

■更生緊急保護の対象者

(1) 人員

まず更生緊急保護の対象となった者の人員数についてみる。2014年に更生緊

急保護による措置を受けた者の総数は8584人で、その内訳は、刑の執行終了5556名、刑の執行猶予1073名、起訴猶予1377名、罰金・科料436名、労役場出場・仮出場130名、少年院退院・仮退院期間満了12名となっている。

(2) 保護の内容

実施された保護で最も多いのは、更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託である(4909人。うち、自立準備ホームに委託された者が1072人)。仮釈放者よりも満期釈放者の方が帰住先の確保の必要性が高いことは、すでに上記に示したとおりである。次いで多いのは衣料給与(834人)、食事給与(709人)、旅費給与(675人)と続いている。その内容からも更生緊急保護の対象者は、基本的な衣食に欠く状態に置かれていることがわかる。

■精神保健観察の対象者

2014年における精神保健観察の開始件数は242件(このうち退院許可決定によるものは203件、通院決定31件、移送3件)、終結件数は208件(このうち通院期間の満了によるものは127件、医療を終了する決定66件、(再)入院決定6件、通院決定の取消し1件)、同年末現在の係属件数は590件であった(保護統計年報 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001136717>による)。入院によらない医療を受けている者の医療の終了(ただし、通院期間の満了を除く)や指定入院医療機関への(再)入院についても、裁判所が審判により決定する。

なお、精神保健観察の対象者は年々増加している。その開始事由としては、退院許可決定が増加しているに対して通院決定が減少していること、終結事由としては、医療を終了する決定が横ばいであるのに対して期間満了による終了が増加していることが近年の特徴としてあげられるだろう。つまり社会内よりも施設内における処遇が行われ、期間満了率が高まっているといえよう。

なお、精神保健観察対象者の居住状況、就労状況に関する統計データは管見の限り見当たらなかった。

■その他

(1) 児童自立支援施設からの退所者

児童自立支援施設は全国59施設あり、2013年の段階で、その定員は3866名、在

所者は1519名である（児童福祉統計情報〔2013年統計〕seiboaijen.com/pdf/statistics3.pdf）。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の同年の調査（『児童養護施設入所児童等調査』<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）によれば同施設入所児童は、心身の状況について「障害等あり」の割合が46.7%、学業の状況について「遅れがある」の割合が59.3%と高い割合を示している（とくに児童養護施設と比較して）。他方同施設入所児童は、家庭からの入所の割合が最も高く61%であり、家庭裁判所の保護処分による入所は、18.3%である。また58.5%の被虐待経験を有しているものの、家族との「交流なし」の割合が10.8%で低く（児童養護施設18.0%）、今後の見通しについては保護者のもとへの復帰の割合59.7%と非常に高いのが特徴である（児童養護施設27.8%）。

(2) 精神保健福祉法上の措置入院からの退院者

2014年度末現在の措置入院患者数は1479人で、患者数自体は減少傾向にある（2014年度衛生行政報告例の概況 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei-houkoku/14/dl/kekka1.pdf>）。なお、措置入院からの退院者の生活状況に関する統計データは管見の限り見当たらなかった。

(3) 恩赦となった者

2014年に恩赦となった者は、刑の執行の免除が2人、復権が34人であった。恩赦後の生活状況についての資料は、管見の限り見当たらなかった。

(4) 刑の一部執行猶予の対象者

2016年度より実施されるため、対象者に関する統計は現在のところない。

■小 括

以上、本章が対象とする人びとのデータについて雑駁ではあるが参照した。その特徴として挙げられるのは、以下の3点である。1点目は、保護観察対象人員は減少しているものの、3号観察の人員はこの5年間、横ばい状態にあり、また釈放率は2011年以降上昇傾向にあるが、定期刑の執行率は年々上昇していることである。つまりそれは、少年対象の保護観察は減少傾向にあるが、成人は横ばい状態にあり、また成人の場合、仮釈放を得るまでの期間が延びている

ということである。

2点目は帰住先についてである。3号観察と4号観察は双方ともに帰住先は更生保護施設が高かったものの、仮釈放者と満期釈放者を比較したとき、満期釈放者の約半数(49.7%)が帰住先等不明となっており、帰住先の確保の難しさが際立っており、その傾向は、年齢層が上がれば上がるほど強くなっている。

3点目は、仕事についてである。2008年から2012年までの累計において、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は有職であった人の約4倍となっている。また有職が無職かであることが刑事施設の入所度数にも影響を与えている。

4点目は保護観察・更生保護等の処分の対象となった人は、その後の生活状況等の実態把握が公的統計によりなされているが、それらの処分以外の場合、プライバシーなどの問題があり、その後の生活状況を把握するデータが乏しいのが現状である。

2 出所者支援をめぐる問題点

以上の統計上のデータをふまえて、出所者の支援の現状と課題について住居の支援と就労の支援の2つの観点からみることにしたい。

■住居支援

すでにみたように、成人で保護観察者である場合、第一の帰住先は更生保護施設である。この更生保護施設は、現在全国104施設(うち1つは休止中)あり、その定員は約2400人である。これに対して、受刑者調査で明らかになったように、満期釈放者の帰住先の半数は出所の際に適当な帰住先がないと思われる、その数は約6500人である。圧倒的に数は足りていないのが現状である。このような状況に対していかなる施策がとられているのか、以下紹介する。

(1) 地域生活定着促進事業

2009年度に厚生労働省は、社会復帰の支援を推進するために「地域生活定着支援事業」を創設し「高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める

「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備し、2011年度末より全都道府県に開設されている。

そして事業内容は、a) 帰住地調整支援（帰住地への受け入れ調整を行うコーディネート業務）、b) 施設定着支援（受け入れ調整後に行う受入先施設等への支援を行うフォローアップ業務）、c) 地域定着支援（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援を行う相談支援業務）の3点である。2012年度より、矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大し、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」が実施されるようになった。

2014年の実施状況は次のとおりである。a) 帰住地調整支援は1385人で、そのうち受け入れ先に帰住した者は743人、帰住地への受け入れ調整を継続中の者は529人、「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者が113人であった。b) 施設定着支援は1640人で、そのうち支援が終了した者が484人、支援継続の者が1156人であった。c) 地域定着支援は相談支援を実施した者は1212人、支援が終了した者604人、支援が継続中の者が508人であった。総数としてみると、年々支援数は増加傾向にある。

(2) 自立準備ホーム（緊急的住居確保・自立支援対策）の創設

2011年度から開始された緊急的住居確保・自立支援対策において、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用し、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等の委託が行われている。この施設のことを自立準備ホームとよぶ。

2015年3月の時点で登録事業者数は332、2014年度の委託実人員は1497人（うち新たに委託を開始した人員1279人）、延べ人員は9万1985人であった（2015年度版犯罪白書）。

(3) 自立更生促進センターの創設

自立更生促進センターとは「親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的と

した国立の更生保護施設」である。そしてこのなかでも、「特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設を「自立更生促進センター」、主として農業等の職業訓練を行う施設を「就業支援センター」と呼称し、平成27年現在、福島市と北九州市に自立更生促進センターが、北海道沼田町と茨城県ひたちなか市に就業支援センターが、それぞれ設置運営されている。

この自立更生促進センターの課題として総務省は、「平成24年度における4センターの年間収容保護率の平均は、33.7%と低調」であることを指摘している。これに対して各センターは、「この主な原因として、入所希望者が少ないこと」などを挙げているが、上記のとおり、「適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿が限られていることや国が運営するセンターの果たすべき役割を踏まえると、地域住民の理解と協力の下、センターへの受入れを促進することが重要である」と主張している。

そしてそのためには、「親族等や更生保護施設等への生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、各センターへの帰住予定地の変更の働きかけを刑務所等が保護観察所と連携して適切に行う仕組みを設けること」が必要であるとしている。

(4) 更生保護施設の収容保護率の向上

総務省によれば2012年度の年間収容保護率は79.4%（更生保護施設において、1年間に受け入れた者の延人員を、その期間内に収容可能な人員で除したもの）にとどまり、「調査した20更生保護施設を所管する20保護観察所の中には、更生保護施設の収容実績が低調となっている原因を的確に把握していないもの」が存在し、さらに、「調査した20更生保護施設のうち、年間収容保護率が低調な施設の中には、保護観察所による指導・支援が必ずしも十分でない中、施設の処遇能力への不安などから、相部屋を個室としてのみ使用するなど施設本来の目的や機能を十分に果たせていないもの」がみられたという。

そしてその一方で、「調査した20更生保護施設の中には、保護観察所の指導・支援の下、社会福祉士等のスタッフを充実させることにより、処遇能力を向上させ、相部屋を積極的に活用するよう調整を図った結果、年間収容保護率を向上させている施設」もみられたことから、「更生保護施設の受入機能の強化等を適切に推進し、収容保護率の向上を図っていくことが必要」と述べ

べている (http://www.soumu.go.jp/main_content/000280464.pdf)。

またさらに総務省は、20刑務所において、「生活環境の調整の結果、平成24年に保護観察所から『帰住不可』の通知があった受刑者200人を抽出し、これらの者に対する帰住予定地の変更に係る刑務所の働きかけの実施状況」の調査を行っている。その結果、「37人(18.5%)に対しては働きかけが行われておらず、このうち自ら新たな帰住予定地を設定した者は11人ととどまっていた」ことをあきらかにし、その一方で、「帰住予定地の変更に係る働きかけを行った163人(81.5%)のうち、新たな帰住予定地を設定した者は110人」となっており、「刑務所が帰住予定地の変更に係る働きかけを行えば、多くの受刑者が新たな帰住予定地を設定し、次の生活環境の調整」につながるものであり、「帰住予定地の変更(変更先として更生保護施設等を含む。)の働きかけを刑務所等が保護観察所と連携して適切に行う仕組みを設けること」が必要であると述べている。

■就労支援

では続いて、就労支援についてみていく。出所者への就労支援については、それぞれの更生保護施設において独自のプログラムも存在するが、紙幅の関係上が全国的に行われている取り組みに限定して紹介する。

(1)協力雇用主

協力雇用主とは、「犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主」のことである。建設業、サービス業、製造業が全体の約8割、従業員規模100人未満の事業主が全体の約8割を占めている。

なお、協力雇用主制度には種々の奨励金制度があり、たとえば、刑務所出所者等を雇用してから6ヶ月経過後、3ヶ月ごとに2回、最大12万円の就労継続支援金が、また刑務所出所者等を雇用した場合、最長6ヶ月間、月額最大8万円の就労・職場定着奨励金が支給される。

2014年の時点で、全国に約1万4000の協力雇用主が保護観察所に登録されているが、実際に刑務所出所者等を雇用している事業主は、そのうち約500にとどまっている(3.6%)。2014年の刑事施設からの出所者が約2万6000人であるから1事業主に1人就職したとしても出所者の2%に過ぎないことになる。

このような現状に対して、法務省は、協力雇用主の数を現在の約500社から3倍の約1500にまで増加させ、「犯罪や非行をした者の自立に向けた就労の機会を大幅に増加させることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ」ことを目標として掲げ、そのために、a) 社会のニーズに合った矯正施設における職業訓練・指導の実施、b) 求人と求職のマッチングの強化、c) 犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくりの3点を取り組むこととしている(2014年12月16日犯罪対策閣僚会議決定「宣言 犯罪に戻らない・戻さない：立ち直りをみんなで支える明るい社会へ」)。

(2) 就労支援事業(ハローワーク等と連携した支援)

2006年度から法務省と厚生労働省が連携し、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施している。「矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所等が連携する仕組みを構築した上で、矯正施設入所者に対して、公共職業安定所職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施」している。さらに、「保護観察対象者等に対しては、公共職業安定所において担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、a) セミナー・事業所見学会、b) 職場体験講習、c) トライアル雇用、d) 身元保証等の支援メニューを活用した支援」を実施している。

また一部の保護観察所では、「民間のノウハウ・ネットワークを活かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」」を実施している。この事業は、「就労の確保が困難な者の就労支援や雇用管理に関する専門知識及び経験を有する就労支援員により、(1)就職活動支援、(2)雇用基盤整備の2つの支援」を、さらに「東日本大震災の被害が甚大であった被災地域3県(岩手、宮城、福島)においては、就職活動支援等に(3)職場定着支援、(4)定住支援を加えた4つの支援」が実施されている。

なお、これらの就労支援事業により、毎年2000人程度が就労に至るとされるが、「保護観察対象者のうち、毎年9000人程度は無職の状態^{しよくしん}で保護観察を終了していることなどから、依然として刑務所出所者等の就労の確保は厳しい状況にある」ことが、総務省により指摘されている。

(3) 日本財団による職親プロジェクト

職親プロジェクトとは、2013年に日本財団によって立ち上げられた、民間発

意の就労支援プロジェクトである。少年院出院者や刑務所出所者の円滑な社会復帰を支援し、少年院や刑務所内で採用活動を行い、企業が職場と住居を提供、矯正・更生保護関係者はじめ社会資源と連携することを取り組みとしている。

プロジェクトの特徴は「出所者が自分の過去をオープンにし、参加企業も彼らを雇っている事実を公表する点」であり、それが「社会の信頼につながる」との判断で、対象も殺人や性犯罪、薬物使用を除く初犯者に限定」されている。

職親プロジェクトへの参加企業は2015年において、「35社、これまでに35人が出所後、参加企業で半年間の就労を体験し、現在も10人(29%)が就労を継続」し、「職場定着率を40%まで引き上げるのが今後の目標」だという。

具体的には、日本財団と法務省は合同勉強会を重ね、「a 就労のための訓練を実施、b 社員寮や更生施設に住みながら教育支援を受ける、c 自助グループや支援団体が仲間作りを手伝う」などの支援策を決定し、また職親プロジェクトの一環で、「職親企業として活動している会社社長が少年院に出向き、就職希望者と話し合いの場」をもっている。

■小 括

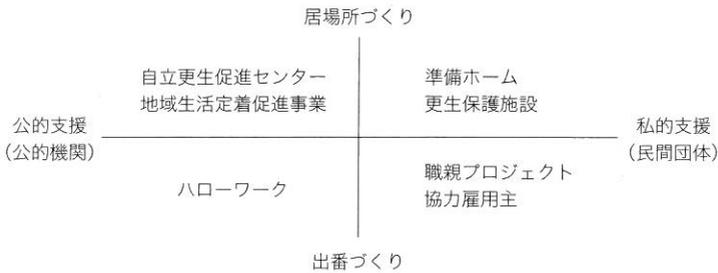
以上非常に雑駁ではあったが、統計的データをもとに、矯正施設等出所者の現状とそれに対する対策と課題について参照してきた。施策についてまとめると、図表1-1のように位置づけることができる。

これらの既存の施策に対して、社会的企業の位置づけを考えるためには、さらに複眼的な分析が必要となる。

更生保護法第2条にもあるように、矯正施設等出所者の社会内における処遇の第一の責務は国にある。そのような規定を反映して、日本における犯罪者の社会内処遇によって行われる施策の多くは公的機関によるものが主であり、その発想に基づいて施策が行われてきたといえよう。

しかし今日の状況を鑑みるに、公的機関と民間団体の垣根を越えて、重層的な支援が必要といえるのではないだろうか。なぜなら矯正施設等出所者は出所後も公的機関を居場所とし、公的機関に就労するわけではないので、民間の団体の発想を利用する必要がある。法務省も、「宣言 犯罪に戻らない・戻さな

図表 1-1 出所者支援施策の位置づけ



図表 1-2 更生保護における担い手の分類

	公的担い手(施策)	私的担い手(施策)
公的機関	① 保護観察所 保護観察官 ハローワーク	② 保護司 BBS 更生保護女性会
私的機関	③ [ここが間隙] ←社会的企業(の公益に果たす側面)	④ 民間企業 協力雇用主

い：立ち直りをみんなで支える明るい社会へ」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)においてその点を指摘している。

また違う角度からみてみると、矯正施設等出所者の社会内における施策には4種類に分類される。それは公的機関による①公的施策(担い手)と②私的施策(担い手)、そして私的機関による③公益に資する公的施策と、④純粋に私人としての営利を求める企業活動である。

①はすでに述べたように更生保護の施策の中心であり、その担い手は保護観察所であり保護観察官である。②は民間人の側面を利用した公的ボランティアである保護司の活動をあげることができるだろう。当然公的組織にも公的な活動と私的活動があり、私的組織にも同じことが言える。これまで更生保護の領域には③に関する取り組みが希薄であったといえよう。そしてその間隙をうめる制度として注目されているのが社会的企業であるといえよう。

次章以降において、その意義、役割、そして実践について論じることにする。

▼参考文献

犯罪白書（各年度版）

法務省保護局HP http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo01.html

「けもの道をいこう——元受刑者が実名起業するまでの記録」<http://kemonomichiwoikou.blog.jp/>
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 2006「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書のとりまとめについて」

森久智江 2012「刑の一部執行猶予制度」立命館法学 345・346号844-870頁

産経新聞 2015年11月24日朝刊「正論」

総務省行政評価局 2015「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視結果報告書」

（おぎの・ひろし＝昭和女子大学）